(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川越市条例第53号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)附則第4項から第8項まで、川越市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川越市条例第63号。以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。)附則第5条から第9条まで、川越市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川越市条例第64号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。)第6項から第9項まで及び川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年川越市条例第60号。以下「幼稚園型認定こども園等認定条例」という。)附則第2項から第7項までに規定する職員配置に係る特例(以下「職員配置特例」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (職員配置特例の適用)

第2条 保育所(本条及び第9条から第13条までにおいては、川越市保育所設置及び管理条例(昭和54年条例第8号)に基づき設置する保育所を除く。)、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所(以下「施設」という。)を運営する者(以下「施設運営者」という。)は、施設が、本市が実施した指導監査の結果等に基づく勧告や改善命令を受けた日の翌日から起算して3年を経過していないときは、職員配置特例を適用しないよう努めなければならない。

## (保健師、看護師又は准看護師の活用)

第3条 児童福祉施設基準条例附則第4項、幼保連携型認定こども園基準条例附則第8条及び幼稚園型認定こども園等認定条例附則第6項の規定により、保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護師等」という。)を1人に限って保育士、幼保連携型認定こども園基準条

例第5条第3項の表備考第1号に規定する者に代える場合は、次の各号の条件を満たさねばならない。

- (1) 在籍乳児数が3名以下の保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型 認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園で看護 師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則 として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うこと。
- (2) 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数が3名以下の保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園で保育を行う場合、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育)。以下「支援員研修」という。)を修了していること。

(朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置)

- 第4条 児童福祉施設基準条例附則第5項、幼保連携型認定こども園基準条例附則第5条、家庭的保育事業等基準条例附則第6項及び幼稚園型認定こども園等認定条例附則第2項に規定する保育士、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員 研修を修了している者。
- (2) 家庭的保育事業等基準条例第23条第2項に規定する家庭的保育者。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条の規定に基づく確認を受けた施設、同法第43条の規定に基づく確認を受けた事業所(同法第7条第8項に規定する事業を除く。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2の規定に基づく届出を行った施設(同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。)において、常勤で1年(非常勤の場合は1,440時間)以上、児童の保育に関する業務に従事した経験を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。

(幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用)

第5条 児童福祉施設基準条例附則第6項、幼保連携型認定こども園基準条例附則第6条、家庭的保育事業等基準条例附則第7項及び幼稚園型認定こども園等認定条例附則第4項に規定する幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している場合を除き、就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了しなければならない。

(保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置)

- 第6条 児童福祉施設基準条例附則第7項、幼保連携型認定こども園基準条例附則第7条、家庭的保育事業等基準条例附則第8項及び幼稚園型認定こども園等認定条例附則第6項に規定する保育士、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員 研修を修了している者。
- (2) 家庭的保育事業等基準条例第23条第2項に規定する家庭的保育者。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条の規定に基づく確認を受けた施設、同法第43条の規定に基づく確認を受けた事業所(同法第7条第8項に規定する事業を除く。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2の規定に基づく届出を行った施設(同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。)において、常勤で1年(非常勤の場合は1,440時間)以上、児童の保育に関する業務に従事した経験を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。

(職員配置特例に基づく職員の人数制限)

第7条 児童福祉施設基準条例附則第8項、幼保連携型認定こども園基準 条例附則第9条、家庭的保育事業等基準条例附則第9項及び幼稚園型認 定こども園等認定条例附則第7項に規定する保育士の数又は職員の数 は、各時間帯において必要となる保育士の数又は職員の数とする。

(職員配置特例に基づく職員の専門性を踏まえた配慮)

- 第8条 施設運営者は、幼稚園教諭又は小学校教諭の普通免許状を有する 者の専門性を考慮し、幼稚園教諭については3歳児から5歳児まで、小 学校教諭については5歳児を中心とした保育に従事させるよう努める ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施設運営者が、幼稚園教諭又は小学校教諭の普通免許状を有する者を前項に規定する年齢以外の児童の保育に従事させようとするときは、必要となる知識及び技術を習得し、適切な保育を提供できるようにするため、施設内研修等の実施、事務の引継ぎその他必要な措置を講じなければならない。

(職員配置特例に基づく職員に対する研修等)

第9条 施設運営者は、職員配置特例に基づく職員が当該施設で就労する に当たって必要となる知識及び技術を習得し、職員間の連携が十分に図 れる体制を確保するため、当該職員を指導する保育士の選任や施設内研 修等の実施、事務の引継ぎその他必要な措置を講じなければならない。

(職員配置特例の適用に係る届出)

第10条 職員配置特例を適用しようとする施設運営者は、保育士等配置 特例の適用に係る届出書(様式第1号)により、あらかじめ市長に届け 出るものとする。

(届出事項の変更)

第11条 前条の規定による届出を行った施設運営者は、届出事項を変更 しようとするときは、保育士等配置特例に係る変更届出書(様式第2号) により、その旨をあらかじめ市長に届け出るものとする。

(職員配置特例の適用停止)

第12条 職員配置特例の適用を全て取りやめた施設運営者は、保育士等 配置特例の適用停止届出書(様式第3号)により、その旨を市長に届け 出るものとする。 (施設運営者に対する指導)

- 第13条 市長は、第10条及び第11条の規定による届出の内容確認等の結果、次の各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、施設運営者に対し、職員配置特例の適用の取りやめ、該当する職員の配置の取りやめその他必要な指導を行うことができる。
- (1) 第2条に該当する施設が職員配置特例を適用しているとき。
- (2) 施設が、職員配置特例に基づく職員として、第3条から第5条までの規定に該当しない職員を配置しているとき。
- (3) 施設が、適切な保育を提供していないことを確認できたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第10条又は第11条の規定による届出及びこれに関し必要な手続 その他の行為は、この告示の施行の日前においても、第10条又は第1 1条の規定の例により、行うことができる。